

災害時におけるLPガスの供給に関する協定書

豊崎地区自主防災組織（以下「甲」という。）と 有限会社 仲本プロパン（以下「乙」という。）は、地震、風水害（台風等による停電含む。）、その他の原因による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、防災ガスBOXを使用したLPガスの円滑な供給を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力し、被災した地域住民等に対して行うLPガスの供給に関する協力事項を定めることにより、迅速かつ確かな支援活動을遂行して最低限必要な生活の安定に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「LPガス供給」とは、乙が所有する下記所在地のガス容器またはバルク貯槽に設置された防災ガスBOXへ、甲の所有するLPガス発電機を接続し照明維持や充電設備として利用する事や、炊き出し用釜並びにガスコンロ等を接続し自炊する事をいう。更には、コインランドリー機器へ電源を接続し洗濯機や乾燥機の利用も可能とする。

所在地 1. 豊見城市豊崎1-19（有限会社仲本プロパン）
2. _____

（協力要請）

第3条 甲は、災害時においてLPガス供給を必要と認めるときは、乙に対しLPガス供給について協力を要請することができる。

2 前項に規定する要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話（SNS、SMS含む。）で要請し、その後、速やかに文書をFAX等で送付するものとする。

（協力事項の発動）

第4条 この協定に定める協力事項は、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力実施及び協力体制の整備）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、速やかに適切なLPガス供給ができるよう積極的に協力するものとする。

2 甲は日頃からLPガス用発電機、炊き出し用釜等のガス器具の整備に努めるものとする。

（ガス器具等の運搬設置及び接続、点検）

第6条 ガス器具等の運搬設置及び接続は甲が自ら行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して接続及び点検について協力を求めることができるものとする。

（ガスメーター指針確認）

第7条 甲はLPガスを使用するにあたり、乙の所有するガスメーターの開始指針及び終了指針を書き留めて口頭又は電話（SNS、SMS含む。）により乙へ報告するものとする。

（費用等の負担）

第8条 LPガス供給に要する費用の負担区分は、原則として以下のとおりとする。

- 甲) 出張費用、点検費用、LPガス使用代金
乙) 防災ガスBOX維持管理費用

2 前項の規定により甲が負担すべき費用の価格は、平常時の適正な価格を基準として甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（協議事項）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲乙いずれかから、この協定を終了する旨の申出がない限り継続するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

西暦 2025年 5月 30日

甲 沖縄県豊見城市字豊崎1-195
豊崎地区自主防災組織
会長 仲本 豊

乙 沖縄県豊見城市字豊崎1-19
有限会社 仲本プロパン
代表取締役社長 仲本 正
TEL 098-891-6200 FAX 098-891-6201

